## 特集

# 子どもの権利擁護のために何ができるか



今月の特集は「子ども」である。

子どもの人権と少年法に関する特別委員会(以下,「子どもの委員会」という)が子どもの人権に関する電話相談を始めてから20年が経過し、2005年11月5日、20周年記念シンポジウムが開催された。子どもの委員会の活動は幅広く精力的であり,例えば人権普及啓発活動として,弁護士と子どもたちが作る演劇「もがれた翼」は12年間連続公演をしている。今月特集する子どものシェルター「カリヨン子どもの家」も,そもそも同演劇に登場したシェルターが,当会会員,福祉関係者および市民有志らの熱心な活動により、2004年6月に実現したものである。

## 子どもの人権救済センター 20年 **その歩みと現状・課題**

## 子どもの人権 110 番の開始と子どもの人権救済センターの設立

1985年9月,東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会は、「子どもの人権110番」として、子どもの問題全般についての電話での相談活動を開始した。

もともと、弁護士が子どもの問題に関わる機会は少年事件の付添人活動くらいであり、学校の中での子どもの問題や、まして家庭の中での虐待の問題や児童養護施設など児童福祉分野での子どもの問題等について弁護士が関わることはまれであった。

しかし、1980年代になって学校で校内暴力等が深刻 化したことへの対応として、校則や体罰等による子ども への管理教育が強化され、その中で子どもの「いじめ」 の問題も深刻化していた(1986年2月、中野富士見中 におけるいじめ自殺事件など)。こうした中で、日弁連は1985年11月に、人権大会の分科会で「学校生活と子どもの人権」をテーマとして取り上げることとし、当会の子どもの電話相談の開始は、この日弁連の取り組みを踏まえ、先駆け的に開始されたものであった。

このように当初,電話での相談として始まった相談活動だったが,翌1986年には,面接相談も始め,さらに,相談の内容によっては,子どもの人権の救済申立を受けて,第三者的な立場から事案の調査・調整の活動を行ない,意見表明を行なうという「(子どもの)人権救済活動」をも始めることになった。そして,これらの相談活動や人権救済活動を運営する機関として「子どもの人権救済センター」(以下,「救済センター」という)が設けられることになった(当初は子どもの委員会と人権擁護委員会との共同運営)。

こうして以後, 救済センターは, 少年事件だけでは

なく、校則・体罰やいじめ等の学校問題など広く子どもの問題全般に関わるようになり、弁護士が子どもの問題に関わる分野は大きく広がって、子どもの問題に人権・権利の視点が定着していく上で大きな役割を果たしてきた。

1993年後半には、いじめによる自殺が相次ぎマスコミで大きく取り上げられたことから、救済センターは、年末から1994年の年始の時期1か月にわたって、24時間態勢での電話相談の取り組みをし、30日間で280件もの相談が寄せられたこともあった。

### 少年事件分野への取り組みの変化と 児童虐待・福祉分野への関わり

1994年には、刑事弁護についての当番弁護士制度を前提として、少年被疑者への弁護人活動を充実させるための「少年当番弁護士制度」が東京三弁護士会共同で開始され、これによって、少年事件については、それまでの救済センターへの相談を窓口としての対応から、当番弁護士制度を通じての対応に変わっていった。他方、1990年代の半ば以降、次第に「児童虐待」の問題が社会的に注目されるようになった。救済センターへの相談でも、児童虐待をはじめとする家族の問題に関するものが目をひくようになるとともに、児童養護施設など施設内での虐待・体罰についての相談も寄せられるようになった。

こうして、1990年代半ば以降、救済センターの活動は、主に学校分野と家族・児童福祉の分野・その他の子どもの問題をカバーするものとなっていった。

### 救済センターの相談拡張と カリヨン連携と現在の課題

2004年以降,救済センターの活動は大きな転換(展開)を迎えている。即ち2004年6月から,救済センターは,それまで平日の午後のみであった相談の時間帯を平日の夜間と土曜午後にも拡張するとともに,後述するとおり,虐待や非行等のために居場所のない子どものためのシェルター(避難所)であるカリヨン子どもセンターと連携する活動を始めた。以降,救済センターに持ち込まれる相談件数は大幅に増えるとともに,児童相談所や子ども家庭支援センター,学校の教師や

養護施設の職員の方, チャイルドライン等の相談担当者の方等, 様々な分野の方からの問い合わせが寄せられるようになっている。

この間,公のものや民間のものを含め,様々な分野で子どものための相談活動や子どもの権利擁護のしくみが生まれている。現在,こうした様々な機関との連携(ネットワーク)を意識的に構築していくことが求められているとともに,弁護士と弁護士会が子どもの権利擁護活動を行なうことの意味の再確認が求められている。

#### 弁護士会の子どもの人権救済センターが 子どもの権利擁護活動に取り組む意味

現在, 社会的に, 子どもバッシングというべき状況が一方にあって, 14歳未満の少年への警察の調査権限を認める等の内容を含んだ少年法「改正」や, 国を愛する心等を教育の場で子どもに教えることを求める方向での教育基本法「改正」等, 子どもへの管理と支配を強め, 子どもの権利保障と逆行する動きも強まっており, こうした動きの背後に「子どもに権利を保障してきたために子どもがおかしくなった」との論調すらみられる。

しかし、救済センターに日々寄せられる多くの相 談・事件やこの間始まった子どものシェルターとの連 携活動から明らかなのは、今も学校や家庭、その他の 場所で大変な思いをしながら生きている子どもたちが 本当に多いという現状であり(この間の相談件数は毎 月100件前後に及んでおり、また、シェルターとの連携 が始まって1年半でシェルターに避難した子どもは40 名弱にも及んでいる), 多くの子どもたちの権利が保障 されていないという現実である。少年事件等をみても、 その背後には虐待やいじめの問題等が存在しており、 子どもに権利が保障されてこなかったことが少年事件 の背景にあると感じるケースは多い。かかる現状を踏 まえると、子どもたちの現在の問題状況の根本的な原 因はむしろ子どもたちの権利が十分に守られていない ことにあり、この意味で、子どもの尊厳・人権・権利 という視点から子どもの問題に取り組んできた救済セ ンターの役割と責任はますます大きくなっている。

> (子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員長 三坂 彰彦)